

令和6年7月

革新的情報通信技術研究開発委託研究におけるバイアウト制度の導入について

国立研究開発法人情報通信研究機構
イノベーション推進部門委託研究推進室

「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和2年10月9日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（以下「バイアウト実施方針」という。）に基づき、以下の通り、情報通信研究機構（以下「NICT」という。）の所管する一部の事業において、直接経費から研究以外の業務の代行経費の支出を可能とします。

（1）対象となる事業等

令和6年度以降に公募を行う、革新的情報通信技術研究開発委託研究の「社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム（共通基盤技術確立型）」及び「要素技術・シーズ創出型プログラム」が対象となります。

※「電波有効利用研究開発プログラム」は、法律で用途が指定された電波利用料財源を使用するため、本制度の適用対象外です。

（2）対象者

「大学等」の代表研究者における実施責任者及び研究分担者の実施責任者（以下「PI等」という。）を対象とします。その他の組織（例：企業）に所属する実施責任者は対象外です。

※「大学等」は、以下①、②に掲げる機関の総称をいいます。

- ①国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人、大学共同利用機関法人
- ②国立研究開発法人、独立行政法人、公的研究機関等で教育活動を業務として実施している法人

（3）支出可能となる経費

研究に専念できる時間を拡充するために、PI等の希望により、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務の代行に係る経費（以下「バイアウト経費」という。）の支出を可能とします。NICTのバイアウト制度運用においては、研究以外の業務として主に「授業等の実施・準備」を想定します。また、授業等の実施・準備の代行については、原則学期単位とします。1コマ単位や月単位などの代行は認めません。

(4) 受託機関において実施すべき事項等

① バイアウト制度に関する仕組みの構築

以下の内容を含む規程等を整備し、バイアウト制度に関する仕組みを構築してください。

- ・ 講義等の教育活動等やそれに付随する各種事務等のうち代行出来る業務の範囲
- ・ 年間に代行出来る上限等
- ・ 代行にかかる経費（料金）や算定基準
- ・ その他、代行のために必要な事務手続き

② バイアウト制度の利用に当たり整備した規程等を、以下に提出して事前審査を受けてください。

【提出先】

国立研究開発法人情報通信研究機構 イノベーション推進部門 委託研究推進室
課題担当 宛

E-mail : itaku-kadai☆ml.nict.go.jp

(メール送付の際は☆を@に変更してください)

※バイアウト制度を利用する際は、改訂の有無に限らず毎年度初めに規程等を提出し、審査を受けてください。

③ PI 等が希望する業務の代行に関し、その内容や費用等の必要な事項について各研究機関のバイアウト制度の仕組みに則り当該 PI 等との合意に基づき、代行要員（博士課程学生を含めた若手人材の活用を含む）を確保する等により代行を実施してください。

④ PI 等がバイアウト経費のほか自身の人件費も支出する場合は、経費発生状況調書作成システムから生成される「従事率／エフォート率証明書」について、しかるべき立場の方が証明することにより、適切にエフォート管理を行ってください。

⑤ 複数の研究費を合算して代行を実施する場合は、経費分担の根拠を明確にし、各経費間で重複がないよう、エフォートに基づき、適切な経費配分を行ってください。

(5) NICT への経費計上に係る手続き等

① 事前手続き

- ・ 年度別実施計画書、研究員経歴等の状況申告書のエフォート率は、通常、人件費計上する場合のエフォート率を記載してください。PI 等のエフォートが拡充されますが、人件費としては計上しないため、エフォート率の変更は発生しません。

- 年度別実施計画書別紙1にて、以下のとおり計画してください。

計上費目：その他（諸経費）

品名：バイアウト経費

計画金額：PI等が研究機関へ支払うバイアウト経費の概算金額

②直接経費への計上方法

- 経費発生状況調書作成システムの共通入力シートにて、以下の内容で計上してください。

計上費目：その他（諸経費）

品名：バイアウト経費

購入先：支払先の受託機関名

金額：PI等が研究機関へ支払ったバイアウト経費の金額

経理検査で提出する証憑類：

研究機関に支払ったことがわかる証憑、計上金額の算定根拠、当該プロジェクトのPI等の従事時間が拡充されたことがわかるもの等

③その他の留意事項

- バイアウト経費は、受託機関で定めたバイアウト制度の仕組みで算定された経費です。代行要員の雇用費用ではありません。
- バイアウト運用状況に疑義が生じた場合、運用の報告を求めます。また、「バイアウト実施方針」に反していることが確認された場合には、運用方法の是正やバイアウト経費の返還等、必要な措置を講ずることができるものとします。

以上